

會報

九四

【一】 大正十年三月十五日を以て新會員となられし諸君は養蠶科廿五名、製絲科卅三名計五十八名に有之候

【二】

從來校友會と共同會計の下に行はれたる雜誌刊行をば變更して本年度より本會雜誌は全然校友會とは獨立したる會計の下に發行致す事と相成候。従つて校友會費は壹圓に減額せられ新に同窓會費として毎年金貳圓の納附を願ふ事に相成候。(改正規則第十二條) 該會費は主として雜誌發行、通信、基本金積立に支出すべきものに候。九月下旬集金郵便又は振替貯金により會費拂込方御依頼可申候間右御含み置被下度候
本年三月振替口座番號東京四三三四一に加入致候間振替貯金は該番號に御願申上候。

【三】

本會發行の雜誌上には主として會員の蠶絲業に關する調査、研究を登載致度存候間奮つて御寄稿有之度候。寄稿等僅少なる場合は母校に於て行はれたる學術報告の一部を掲載しかくして母校に於ける學術實驗成績の大部分は本雜誌によりて之を知り得る様致度希望も有し居候。

【四】

雜誌刊行は費用の許す限り可成大冊子を數回發行仕度存候も何分にも印刷物費騰貴の爲め其意を充たし難く候。全會員が會費を完納さるゝ場合に於ても漸やく百數十頁の雜誌を二冊發行し得るに止り候。會員中會費未納の方多數有之場合に於ては従つて頁數を縮少するの餘儀なきに至るべく候。此点御了解被下本會發展の爲精神的は申すに及ばず物質的にも銳意御盡力被下度願上候。本年度は二回發行一冊百頁内外のものに致度存居候。

【五】

奉安殿の築造は本年中に造營する事と殆決定に候。完成の曉に於て十年祭同窓會協贊會會計報告を致す可候。

【六】

會員諸彦にして轉任せられ候場合は早速本部迄御通知願ひ候。會員の異動は須田氏主として之が記帳整理を致され居候間同氏迄直接御通知被下候はゞ好都合に候。

◇本部狀況

母校敎職員中の異動は次の如くに候。

大正九年九月半田文學士倫理學及心理學講師囑托。

十年二月岡工學士紡績部講師囑托。

三月川瀬、北嶋兩教授留學の途に上らる。

四月小見氏松本原蠶種製造所に轉任、工藤氏辭任、小澤大尉辭任、中田氏物理教室助手、小林、三輪、根岸、紫田、石原氏養蠶部助手、柳原氏製絲部助手、大塚氏紡績部助手とある、在田同窓生中倉澤氏辭任、小笠原氏後任となる、櫻井氏小縣蠶業學校に赴任。

母校築造物として建築濟の分は紡績工場を増設及紡績試験室(運動場西南側)製圖教室(第一桑園中)に候。

◇會　　合

大正十年三月十五日第八回卒業證書授與式終了後式場に於て當日來校同窓生を以て新卒業生の歡迎會をなす。伊藤氏開會の辭を述べ濱井、小笠原二氏の卒業後の經驗談あり松村氏新會員に對して同窓會の内容の説明及規則に就ての説明あり新卒業生總代柳原氏の挨拶あり茶菓を喫して午前十一時半閉會す。午後一時より第一教室に於て同窓會總會を開催、松村氏開會の辭に次で十周年祭卒業生協賛會の事業經過報告をなし林氏現在迄の會計報告をなす。終つて役員の改選を行ひ在田同窓生幹事に當選す。次で幹事會を開き幹事長、副幹事長の選舉を行ひ倉澤氏より幹事長に松村氏を副幹事長に伊藤氏を會計主任に林氏を推す事を

動議し一同之に賛しかくして閉會す。午後四時喜久與に於て懇親會を開き午後六時散會す。當日出席者氏名左の如し。

伊藤 競	飯島 正胤	濱井 壽夫	小見 益男	武井 克巳	中澤 勝也
倉澤 美徳	松村 季美	平澤 勝	森山 二郎	須田 今三	高須 兵司
栗林 悅	樋口 琢磨	小林 勳	小笠原安重	上林多兵衛	林 貞三
宮田鉄五郎	酒井五十三	堀江 尚	石坂虎次郎	宮入 誠一	中田 太郎

◇同窓會規則

第一條 本會は上田蠶絲専門學校同窓會と稱す

第二條 本會は上田蠶絲専門學校卒業生並に修業生を以て組織す

第三條 本會は母校との連絡を計り會員相互の親睦を厚うし併せて蠶絲業の改良發達を計るを以て目的とす

第四條 本會は本部を上田市に置く但し必要に應じ支部を設くる事を得

支部に關する規定は別に之を定む

第五條 本會は第三條の目的を達する爲左の事業を行ふ

一、總會の開設

二、刊行物の發行

三、講習講話

四、其他必要と認めたる事業

第六條 本會に左の役員を置く

幹事長一名、副幹事長一名、幹事若干名

幹事長は會務を總理す、副幹事長は幹事長の指揮に従ひ幹事長事故ある時之に代る、幹事は幹事長を補佐し會務を處理す

第七條 幹事は總會に於て長野縣小縣郡及上田市在住の會員中より選任す、幹事長並副幹事長は幹事の互選により之を選任す

第八條 役員の任期は二ケ年とす、但再選するを妨げず

役員の補選は幹事會に於て之を行ひ其任期は前者の殘任期間とす

第九條 本會は毎年三月總會を開く、但必要に應し臨時總會を開く事を得

第十條 左の件は總會の決議を要す

一、規則の改正

二、基本金の處分

三、其他重要なる事項

第十一條 總會の決議は多數決による、可否同數ある時は議長之を決す、總會の決議は會員四分の一以上の出席を要す、書面又は委任狀を以て其意見を表示するものは出席と看做す

第十二條 本會は會員より通常會費として毎年金貳圓を徴收す

第十三條 本會は其目的を遂行する爲必要と認めたる時は幹事會の決議を経て臨時會費を徴收する事を得
第十四條 本會に基本金を置く、基本金は通常會費の十分の一及其他の收入を以て之に充つ

基本金は幹事長之を保管す

第十五條 本會の會計年度は毎年四月一日に始り翌年三月卅一日に終る

會計報告は次年度の同窓會報誌上に登載す

上田蠶絲専門學校同窓會支部設置に關する規定

同窓會規則第四條第二項により支部に關する規定を定むる事左の如し。

第一條 支部の區域は道府縣を以てす、但必要に應し區域の分合を行ふ事を得

第二條 支部に左の役員を置く

支部長 一名

支部幹事 若干名

第三條 會員にして支部を設置したる時は遅滞なく左の事項を本部に通知する事

一、設置年月日

二、名稱

三、區域並事務所の位置

四、會員住所氏名

五、役員氏名

六、規則

七、事業の種類

第四條 第三條第二號より第七號に至る事項に變更ありたる場合には遅滞なく本部に通知す可きものとす

但第三號の中設置區域の變更は豫め本部の承認を経るものとす

第五條 支部は毎年三月三十一日迄に該年度の事績の概要を本部に報告すべきものとす

◇會計報告

收入之部

(自大正九年四月一日
至大正十年三月卅一日)

一金貳拾六圓五拾錢五厘

前年度繰越

一金五圓

養蠶科三期生寄附金

計金參拾壹圓五拾錢五厘

支出之部

一金參拾圓

養蠶科三期級會へ返金

計金參拾圓

差引殘金壹圓五拾錢五厘

養蠶科三期生級會よりの借入金參拾圓返却致候處該金にて大時計壹個價額金貳拾五圓及金五圓を本會に寄附せられ候。

九年度に於ける通信印刷費は主として十年祭に關係致居候へば之が會計決算は十年祭特別會計に於て御報告申上候

故田中教一君弔慰金

金貳圓宛 水野 健吉 岡部 彌平 三龍社在勤一同 加美 好男 杉野 壽一 矢田部忠吉

金壹圓宛 三橋 宣夫 高田茂十郎 芝 荒雄 加美 好男 杉野 壽一 矢田部忠吉

堀江 尙 田浦 準 松岡 道也 土岐 宣治 鈴木 誠一 原 英三

佐藤 國一 佐藤 尙雄 甲斐 肇 高木 三治 久保田嘉一郎 上野 榮仁

飯島 直

金五拾錢宛 塚田 鎮磨 戶倉 八峰 福谷朝太郎 須藤 米次 天田音三郎 荻田 恭一

市村 幹司 森 干城 竹内五之助 小林 笑保 秋山 俊興 神保 喜久

中島 康雄 須田 今三 須田 圭二 松村 季美 飯島 正胤 原田 兵衛

倉澤 美德 五島眞喜太 松尾 順策 岸 勝彌 中澤 勝也 平澤 勝

白澤 幹 齋藤 格次 兒玉 忠雄 林 貞三

金參拾錢宛 佐々木峰二

計金參拾九圓參拾錢也 (遺族送金)

故栗原忠夫君弔慰金

金參圓宛 矢田部忠吉

金壹圓五拾錢宛 中山 鑑一

金壹圓宛 坪井 作平 清宮 保 都筑 賢吉 岸 益吉 向山紀元治 松尾 順策

須田國之助 父母 仙藏 竹内真喜雄 酒井五十三 秋山 俊興 小山 久一

宮田鉄五郎 坂卷 文彦 冲 濤治 木内 保平 遠藤 文平

金五拾錢宛 市村 幹司 手塚芳太郎 鈴木 誠一 佐々木峯二 田中 福雄 加美 好雄

坂田 榮雄 小川 保 小林 笑保 森 干城 林 貞三

金參拾錢宛 折茂正太郎

計金貳拾七圓參拾錢

故武藤俊治君弔慰金

金五圓宛 松尾 順策

金參圓宛 伊藤 勢龜

金貳圓宛 小山 久一 橋本 景吉 久保田嘉一郎

金壹圓五拾錢宛 須田國之助

金壹圓宛 後藤 榮 三輪 愿 森田 三郎 森山 二郎 都筑 賢吉 鳥原 三平

鈴木 孫市 安井 義忠 廣井 俊一 堀越 田治 二宮九二二 江頭 辰雄

伊藤 喜平 長澤 千丈 久保田正樹

金五拾錢宛 戶倉 八峯 岡田 康三 小笠原安重 大箸 政平 峯村真一郎 安孫子文彌

山口 正明 佐藤久太郎 鹽見 喜六 三橋 宣夫 坂田 榮雄 丹羽 清義

苅田 恭一 加美 好男 岡村 源一 市村 幹司 上野 榮仁 曾山 直高

糟谷遠三樓 中嶋靜太郎 村田 勻 小林 笑保 登坂 忠吉 林 貞三

荒牧伊勢美 樋口 琢磨 白澤 幹 唐澤 正平 倉澤 美德 今井 衷

金參拾錢宛 佐々木峯二

計金四拾五圓八拾錢

內譯 四拾五圓貳拾錢 武藤信太郎(實父)氏に贈る

參 拾 錢 爲替料(三回)

參 拾 錢 書留料(三回)

故後藤榮君弔慰金

金參圓宛 松尾 順策 橋本 景吉

金貳圓宛 須田國之助 小山 久一

金壹圓宛 加美 好男 榊原鶴次郎 安井 義忠 木脇 寅熊 江頭 辰雄 森田 三郎

森山 二郎 粕谷遠三樓 吉澤 武夫 三輪 愿 鈴木 孫市 都筑 賢吉

小湊 潔 三橋 宜夫

金七拾錢宛 佐藤 俊三

金五拾錢宛 小笠原安重 倉澤 美德 唐澤 正平 今井 衷 佐藤 尚雄 中島靜太郎

戸田 勝一 石川 健丸 峯村真一郎 安孫子文彌 佐藤久太郎 中島 康雄

大箸 政平 岡田 康三 前田 豊一 井出 滿藏

金參拾錢宛 佐々木峰二

計金參拾參圓也

中爲替料 金貳拾參錢

書留料 金拾錢

差引金參拾貳圓六拾七錢遺族へ送金す。

正誤 大正九年四月發行同窓會第六回報告書中左の如く訂正す

一、五六頁及五七頁中栗原君及大塚君香奠中大箸政平とあるは大箸政平外三龍社一同と訂正す。

一、五七頁中大塚君香奠中井上克己とあるは三輪輔と訂正す。

附記

一〇六

◆十年祭卒業生協賛會に對する同窓生以外の寄附者に左の標準により紀念品送呈致置候。

十圓以上寄附者〓紀念風呂敷一枚、校友會雜誌紀念號一冊及紀念エハガキ一組

五圓以上十圓以下寄附者〓校友會雜誌紀念號一冊及紀念エハガキ一組

五圓以下寄附者〓校友會雜誌紀念號一冊

◆同窓生に對しては左の如く紀念品發送致置候。

十年祭特別會費(十圓)中五圓以上納入者〓紀念風呂敷一枚、校友會雜誌紀念號一冊、及紀念エハガキ

一組

十年祭特別會費未納者〓校友會雜誌紀念號一冊、及紀念エハガキ一組

但しエハガキは十年祭式日に出席せられし會員に對しては當日御渡し致し候に付き今回は送附致さず候。

◆現住所不明の方及在米同窓諸彦に對しては紀念品は便宜上郷里に發送致置候ま、御諒承被下度候。

◆蠶絲業に關する調査報告は勿論會員諸君の現任地に於ける公的並私的情況に關する通信を誌上に掲載致し度存候間多數の御寄稿を切望致候。